



9月12日、「軍学共同」に関わる学術会議の検討委員会についての『見解』を 日本学術会議会長と検討委員会委員長に送付しました。

2016年7月30日に開催された、「戦争する国づくりと軍事研究の実態」を主題とした『第20回講演と対話の集い』では、防衛省の研究公募支援制度に関連して、日本学術会議会長提案の下に進められている「安全保障と学術に関する検討委員会」について危機感を持って議論されました。集会参加者からの要請をうけ、世話人では「『軍学共同』に関わる学術会議の検討委員会についての『見解』」をまとめ（研・学9条ニュースNo.51）、9月12日付け、日本学術会議会長：大西隆氏と「安全保障と学術に関する検討委員会」委員長：杉田敦氏宛に、それぞれ、書状を添えて送付しました。

大西氏と杉田氏からはまだ返信が届いていませんが、10月6~8日に開催された日本学術会議第172回総会の内容については一部メディアにより報道されています。総会での自由討論では軍事に関わる研究を行うことに反対する意見が相次いだとのことでした。

日本学術会議第172回総会の報道記事。

~7日の総会を報道した、各紙の10月8日付け
朝刊記事の「タイトルと要約」~

◆ 軍事研究拡大に危機感 「禁止堅持を」学術 会議で要望（『朝日新聞』2016年10月8日）

科学者が戦争に加担した反省から軍事研究を禁じてきた日本学術会議が、方針を転換するかどうかの議論を続けている。武器輸出を進める政治側の動きを受け、防衛省が昨年、研究費の公募を始めたのがきっかけだ。7日の同会議総会では、「軍事と民生技術の線引きが難しい時代だからこそ、方針の堅持を求めたい」とする意見が相次いだ。

記事の中では軍事研究拡大問題の背景にも言及し、「会員の意見は一枚岩ではない」として、軍民両用技術を研究する工学研究者の伝聞も紹介している。さらに「政治変化距離近づく」との小見出しをもうけ、防衛省幹部等の意見を掲載し、最後に自民党の提言も紹介している。この記事からは、タイトルに掲げた「軍事研究拡大に危機感」という、新聞社としての明確な立場が表明されていない。ここでも、最近多用されている両論併記の手法が使われているように思われる。

◆ 日本学術会議総会「軍事研究容認できぬ」会員から 声相次ぐ（『毎日新聞』2016年10月8日）

日本の科学者の代表機関「日本学術会議」は7日、東京都内で総会を開いた。学術会議は、戦後否定してきた軍事研究に対する姿勢を再検討する委員会を5月に設けて議論を始めている。検討委発足後初めてとなる総会では、会員から軍事研究を容認しないよう求める声相次いだ。

一方、記事の中では総会前の分野別の部会での、「軍民の線引きは難しい」「世界は力の論理で動いている」という自衛目的の研究を是認する意見も紹介している。

◆ 「『軍事研究反対』相次ぐ 学術会議総会の討論」 （『赤旗』2016年10月8日）

自由討論が行われたことを述べて、「防衛相委託研究に議論が集中し、戦争や軍事目的の研究はしないとする日本学術会議の声明（1950年、67年）の再確認を求める声相次ぎました。」と全体の雰囲気伝える。

書状の内容

2016年9月12日

拝啓、

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会世話人から「軍学共同」に関する「見解」をお送りします。日頃から日本学術会議が日本の学術の進歩と学術行政に指導的役割を果たしてこられたことに当世話人は心から敬意を表します。また、「人類の平和のため学術の進歩に寄与すること」、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わないこと」との決意表明に深く賛同しています。それ故、一昨年来、防衛省が行う研究公募支援「安全保障技術研究推進制度」に関わった、いわゆる、「軍学共同」の動きが伝えられ、私共は深く憂慮しています。

この防衛省の研究支援制度に関して、最近、日本学術会議は会長提案の下で、「安全保障と学術に関する検討委員会」を設け、軍事研究に係わる行動規範策定にまで及ぶような検討を始めたことが伝えられました。私共は一層深い憂慮と危機感を持ち、本年7月30日、在筑波研究機関の関係者が参加して「軍学共同」に関する講演と対話の集会をもち、関連する問題について互いの考えを話し合いました。この集会の場で参加者全員から、集会における議論、考え等を纏め、当世話人の「見解」として表明することが要請され、また、その「見解」を貴学術会議に伝えることを託されました。

当世話人は対話集会の結果を「『軍学共同』に関わる学術会議の検討委員会についての見解」として纏めましたので同封します。集会参加者の考えに基づく意見としてお汲み取りいただき、学術会議として誤りのない対応をされ、社会に対してその責任を果たされることを心より願います。

参考のため、2016年7月30日に開催した講演と対話の集いの様子を伝える「筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会ニュース51号」と当会の「設立趣意書」（2005年11月、アピール）を同封いたします。

敬具

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会世話人会

9月30日、軍学共同反対連絡会が結成されました。当会も参加しています。

軍学共同反対連絡会 (Japanese Coalition Against Military Research in Academia) は大学や研究機関における軍事研究 (軍学共同) に反対する団体・研究者・市民が参加する連絡会として、2016年9月30日に設立されました。軍学共同反対連絡会ホームページ(<http://no-military-research.jp>)を参照してください。

当会も「軍学共同反対連絡会」に集団参加することを、第109回世話人会で決定しました。連絡会では、10/28日の学術会議委員会に合わせて「軍学共同反対講演会&シンポジウム10/28」を開催するなど、すでに活発な活動を進めています。

なお、連絡会 ホームページには当会の「見解」も掲載されています。

現政権は「積極的平和」の名の下に「安全保障関連法 (戦争法)」の強行など、ことごとく平和の理念を破壊する危険な動きをしています。

高松邦夫さんから、「安倍首相の核先制不使用宣言に反対」、「沖縄と地方自治に関する、福岡高裁那覇支部による不当判決」についての二つの論考が寄せられています。いずれもマスメディアなどでは継続的に取り上げられず、今や、忘れ去られようとしています。見過ごしにできない問題です。

以下に2編を続けて掲載します。

安倍首相の核先制不使用宣言反対について

オバマ米大統領が考慮した、或いは、考慮しているといわれる“核先制不使用宣言”について安倍首相が反対の意向を米側 (米太平洋軍司令官他複数の高官) に伝えたという米ワシントンポスト紙 (8月15日付) の報道がもたらされ、大変驚いた。驚きは二重に生まれた。一つはそれが核廃絶の途を閉ざす行為であり、日本国の宰相としては到底許されない発言である筈のことによる。他の一つはそれが日本国民から隠れて密かになされたということによる。米国側がいかなる意図でいまこれを暴露したか、明らかになるのは後日をまつことになるであろう。安倍首相の反応を受け、早々と、オバマ大統領が先制核不使用宣言を見送るであろうとニューヨーク・タイムズ紙 (9月6日付) が伝えているという。核先制不使用宣言反対が齎すこと、および、安倍が日本国民を欺いた行為について深く憂える。

核先制不使用の持つ意味は限定的である。それによって核戦争が直ちになくなるというわけではない。核抑止論に支えられ、大国のみならず小国にあっても核兵器保持の無理・無体が罷り通っている。抑止力というもの、しかし、単に抑止に留まっていることができず、先制攻撃を生む必然的な危険性を持っているものであることが今や広く知れ渡っている。核抑止力の裏側にある核先制使用の手を縛ることは、したがって、核兵器廃絶の道を歩むことに繋がる。それと逆に、いかなる意味でも核先制使用を容認する限り、核廃絶の道から外れ、核廃絶には至ることができない。安倍首相は、したがって、核先制不使用宣言反対を唱えることによって、自ら核廃絶を拒否し、同時に、核の傘の下に庇護されることを世界に向けて一層明確にしたわけである。核の傘の下に身を置くことと核兵器

保有との間に差はない。核廃絶の途を閉ざし、核兵器依存に手を染める安倍首相は日本国民に、また、世界諸国民に責を負わねばならない。

核先制不使用反対の意向を国民に隠れ密かに米国に表明した安倍首相は、そのわずか二週間後には、広島・長崎の厳粛な式典において『核兵器のない世界』に向け努力を重ねることを臆面もなく述べている。ワシントンポスト紙の記事に対して“どうしてこんな報道になるのか分からない”とは安倍首相が後に記者に語ったようである。内と外を使い分ける日本の“一部の”政治家が用いる手法は今に始まったことではないが、日本国民を欺く不誠実極まった安倍首相の行為は決して許されない。核持ち込み密約、また、これまでの幾多の対米折衝でなされた秘密交渉、そして、それらの事実が明らかになるのはすべて米側からなされるという経緯の数々を我々はすでに知っているが、ここでも例外ではない。国民を欺き民意に反して密かに国の約束事を伝える首相を指導者として持った国民は、真に、不幸な存在である。そして、そのような指導者を選択した国民の不明もまた残念なことである。

北朝鮮が五度目の核実験を行ったことが報じられた。それ迄には、最近、数度に亘ってミサイル発射実験を行っている。核兵器に関する十分な技術をすでに手にしたと推察されていて、経済“制裁”の対応が強く語られている。いわゆる核大国は“小国”の核保有に極めて敏感に反応する。一方が核を保有し、他方に核を持たせない合理的な理由を見つけることは、しかし、容易でない。安倍首相は、北朝鮮の核保有に触れ、核抑止力の低下につながるとして核先制不使用宣言に、延いては核廃絶に背を向けた。このような論理で対応する限り、世界における核兵器の脅威は消失せず、核拡散の憂慮が消えないことが明らかであろう。北朝鮮の非核化の道筋は、国際情勢の理解を共通にした話し合いの上にはしかない。そして核保有の現実から核廃絶の確かな道に立つ以外にない。小国の核保有の問題に加え、非国家集団への核拡散の脅威が、さらなる、関心事として残る。経済“制裁”等が全く通じない世界がもう一方に生じている。いまここで、テロ集団の問題を議論する余地はないが、すべてのことが国際的な場で連関をもって作用しあっている。我々は、誤った道を歩むことがないように、立ち向かってゆかなければならない所以である。

2016年9月11日 高松邦夫記

地方自治と民主主義

—沖繩のたたかいととも—

つくば市長選の前哨戦がすでに始まっている。新しい市長にぜひ期待したい、つくば市自治基本条例の策定に努力することを。それは、また、つくば市民へ寄せる期待である。自治基本条例の策定は、勿論、市民の手によるものであろう。新市長の努力も、同時に、必要になる。現市長の音頭とりで、嘗て、始まった“市民参加”の条例策定ワーキングチームの精力的な活動は、2000年8月第1回会合に始まり2012年3月に亘って38回の会合を重ね、その報告書を市長に手渡した。しかし、市長はそれを棚上げにして、その後、まったく音沙汰がない。このことが市のホームページ上で学べる。また、これらの経緯について、野口修氏の論考に詳細が記されている¹⁾。市長の単純な怠慢というより、市長の意識的なサボタージュに他ならず、責任を放棄し、かつ、裏切りの行為と記憶されることである。

1995年、政府は「地方分権法」を施行した²⁾。当時も3割自治と言われた地方自治において「機関委任事務」分担の明確化を図り、ひいては政府の財政的負担を地方自治体に負わせ、政府負担の軽減化を図る思惑がそこにはあったにせよ、また、「地方自治法」でがんじがらめに縛られているにせよ、曲がりなりにも中央政府と地方自治体(地方政府)の役割分担を均一化に近づけようとした訳である。与えられたこと言え、制定の機会であった。2年余にわたるワーキングチームの努力を握りつぶしたつくば市長の罪は重い。「地方自治法」があるから十分であるというのが理由であったと伝える。

「自治基本条例」は自治体の「憲法」に相当するものである。市の運営を規定する第一義的な規範を述べたもので、市の運営にかかわることは、全て、この規範によってその正当性が判断される。そこには市政への住民参加の理念と具体的な姿、民主主義の基本が記される。情報の公開、住民投票の制度化などがそれらである。したがって、単なる決まりごとの列挙というのではなく、また地方自治法があることでこと足とできるものでなく、自治体が持つ「憲法」と考える所以のものである³⁾。市長選にあって、これからつくば市政を中心的に担ってゆこうとされる候補者の方々の一つの大きな関心事であることを願う。

辺野古新基地建設反対、さらに、高江ヘリパッド建設反対が沖縄県民総ぐるみで闘われている。この闘いは、生活破壊を齎している米軍基地から県民が自身を守る基地撤去の闘いであり、従って、その闘いは中央政府が専管事項と称して強引に推し進める施策に対して、県民の総意を受けた地方政府の施策を対峙した地方自治の闘いの姿を明瞭に示している。そして、ひいては日本の民主主義の問題としての闘いである。現下の法体系の下、「地方自治法」が中央政府と地方政府の関係を規定して、辛うじて中央政治/地方政治の均衡を保っているが、辺野古新基地・高江ヘリパッド建設にあっては、ことごとく、中央政府が法を犯している。翁長沖繩県知事がおおらかではあるが、闘志を秘めこの間の経緯を語っていて、我々はそこから多くを学び、また、強く励まされている。県民の総意に基づいた時々の翁長知事の言葉は胸に強く響く。今ここで闘いの経緯について詳述することはできないがこの一年を振り返る。

仲井真前知事の辺野古埋め立てに瑕疵があるとして沖繩県が取り消しを行った(2015年10月)。これに対して、国が異議を唱え、代執行訴訟を起こし(同11月)、国が県を訴える珍事が起こった。これに対して、翁長知事は裁判の陳述書(同12月)で、沖繩の歴史的事実を踏まえ、特に戦前の前線基地および戦後の米軍占領と軍事基地化並びに沖繩と本土の扱いの格差の不条理について述べ、国内・国際情勢を踏まえながら、県民感情と知事の考えを極めて丁寧に披歴し、同時に、日本国民全体に訴えかけている。まだ記憶に新しいことであろう。次のように述べた。『私(翁長知事)は自国民の自由、平等、人権、民主主義⁴⁾を守れない国が、どうして世界の国々にその価値観を共有することができるのか疑問に思っています』。つづいて、『米軍基地問題はある意味では沖繩が中心的な課題を背負っているわけですが、日本という国全体として、地方自治、本当に一県、またはある特定の地域に、こういったことが起きた時に日本としてどう在るべきか、今回の件は多くの国民に見て、考えてもらえるのではないかと考えております。そういう意味からしますと、一義的に沖繩の基地問題あるいは歴史等々を含めたことではありませんが、日本の民主主義、安全保障というものに対して、国民全体が真剣に考えるきっかけになってほしいと思っております』と。

KEK九条の会では例会でこの陳述書を詳しく学ぶ機会を持った。優れて、日本の地方自治と日本の民主主義の問題であることが明確に主張されていると理解した。

続いて起こる政府の横暴に対して、次に見るごとく、地方自治と民主主義の本質が繰り返し述べられている。福岡高裁沖繩支部が和解提案(2016年3月)を行ったが、それに対する政府の対応は極めて不誠実で、それ以上に和解協議の最中に、政府は「国の是正指示」に応じない違法行為として、再び沖繩県を提訴、「不作為違反確認訴訟」を起こした(同7月)。その第1回審理で翁長知事はさらに強い響きで深い憂慮を述べた(同8月5日)。

『すべてが国の意向で決められるようになれば地方自治は死に、日本の未来に拭い難い禍根を残す』と。

福岡高裁沖繩支部判決(同9月17日)は周知のごとく国の主張を全面的に受け入れたものであった。これに対する翁長知事がコメントは、県の主張が法に基づき道理のあるもので、国の是正指示を受ける道理が全くないことを述べ、現行の法の下における国と県との係わり方を述べ、極めて示唆的である。同時に、そこでは、県民の意思を一顧だにしないままに、司法が行政に癒着している司法の在り方を憂い、かつ、厳しく糾弾している。結びの言葉を少し長い以下にそのまま引用する。

『今日までの歴史的な状況を含めて、何故、沖繩県だけが他の都道府県と異なる形で物事が処理されるのか、一地方自治体の自由・平等・人権・民主主義・民意が、一顧だにされないということが、今日、他の都道府県であり得るのか、大変疑問に思います。

国と地方公共団体が対等・協力の関係であることを定めた地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないという基本原則があり、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければなりません。

このような判決は、沖繩県だけの問題にとどまらず、これ

からの日本の地方自治・民主主義のあり方に困難をもたらすのではないかと、大変、危惧しております。

国と地方公共団体が対等・協力の関係であることを定めた地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないという基本原則があり、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければなりません。』

抑制して述べられたコメントであるが、ここには地方自治体、就中、沖縄の置かれている状況の厳しい告発を読み取る、そしてそれが、沖縄だけの問題でなく、日本の全自治体の問題であることを知る。重要な発言に思えるので、その全文を【資料1】として末尾に掲載する。

国家があって国民があるのではない。平和で豊かな生活が営まれ、個人の尊厳が保たれる市民社会の基盤の上にこそ国家の経営なされ得る。その逆ではない。

民主主義の本道に立って、国家の基礎として、そして、現下の中央政府の横暴に抗する民主主義の砦として地方自治があり、その確立・確保を闘い取る必要があることを沖縄に学んでいる。地方自治体が民主主義の砦となるには、自治体構成員共通の規範が不可欠であることは論ずるまでもない。

つくば市政の問題に還る。冒頭に述べたように、住民参加の市政実現が強く期待されている。つくばにあっては、住民投票の必要性和その制度化の急務であることが既に野口修氏によって、先に引用した論考1)において、強く説かれている。加えて、総合運動公園にかかわった住民投票で大きな成果を得、貴重な経験を得た。住民投票を恒常的な制度として確立する機会であろう。併せて、冒頭に述べた情報の公開が不可欠である。地方財政の確立および中央政府に対する地方政府の在り方を、改めて、考えなければならない。これらをつくば市自治基本条例(憲法)の支柱として、今こそ、その策定運動を始めるべきであると思う。(以上)

2016年10月1日 高松邦夫記

脚注

- 1) 野口修「自治基本条例はなぜ投げ投げ出されたか」(「つくば市民白書 2012」、9-17 ページ)。
- 2) 緒方彰宏「地方分権・地域主権とつくば」(「つくば市民白書 1012」、1-6 ページ)
- 3) 高松邦夫「つくば市自治基本条例制定の勧め」(「研・学 9 条の会ニュース 44 号(2015.年 2 月)
- 4) ここでの「自由、平等、人権、民主主義」は安倍首相が国際会議で発言した言葉を引用したもの。

【資料 1】

福岡高裁那覇支部判決(2016年9月17日)に対する
翁長知事のコメント全文

『判決は、「普天間飛行場の被害を除去するには、本件新施設等を建設する以外にはない。言い換えると、本件新施設等の建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない」と述べるなど、辺野古が唯一との国の主張を追認するかのよう内容となっており、地方自治制度を軽視し、沖縄県民の気持ちを踏みにじる、あまりにも国に偏った判断となっております。

判決では、公有水面埋立法第4条第1項第1号、2号要件など、全面的に国の主張を受け入れており、ことごとく県の主張を退けております。

例えば、1号要件に関しては、本来であれば緻密に比較衡量を行ったうえで判断しなければならないところ、一方では埋め立ての必要性の中で軍事的な面について踏み込んだ判断を行い、他方では自然環境面については一切考慮しないなど、裁判所がこのような偏頗(へんぱ)な判断を行ったことについては、驚きを禁じ得ません。

さらに、国地方係争処理委員会についても、「国地方係争処理委員会の決定は和解において具体的には想定しない内容であったとはいえ、元々和解において決定内容には意味がないものとしており」と述べ、地方自治法に定める係争処理制度を軽視するなど、平成11年に国と地方公共団体は対等・協力であるべきとして行われた地方自治法改正の趣旨からもほど遠いものとなっております。

このような判決は、憲法や地方自治法、公有水面埋立法の解釈を誤ったものであり、到底受け入れられるものではありません。

裁判所には、法の番人としての役割を期待していましたが、政府の追認機関であることが明らかになり、大変失望しております。

埋立承認取り消しは、公有水面埋立法が求める要件を丁寧に検証した上で行ったものであり、国土交通相からは是正の指示を受けられるいわれは全くありません。

今日までの歴史的な状況を含めて、何故、沖縄県だけが他の都道府県と異なる形で物事が処理されるのか、一地方自治体の自由・平等・人権・民主主義・民意が、一顧だにされないということが、今日、他の都道府県であり得るのか、大変疑問に思います。

国と地方公共団体が対等・協力の関係であることを定めた地方自治法においては、国の関与は最小限度でなければならないという基本原則があり、地方自治体の自主性と自立性は尊重されなければならない。このような判決は、沖縄県だけの問題にとどまらず、これからの日本の地方自治・民主主義のあり方に困難をもたらすのではないかと、大変、危惧しております。

今後、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行い、不当な高裁判決の破棄を求めるとともに、憲法で認められた地方自治が本来の役割を果たすことが出来るよう、力の限りを尽くして訴えてまいりたいと考えております。

これまでの賛同者数 837名

2015年9月30日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

◎「会」へのお問い合わせは

安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884

武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

◎ ニュースの原稿を募集しています。